

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則（抜粋）

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則（抜粋）

（住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置）

（住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置）

第2条 条例第9条第2項の規則で定める住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置（次項において「エネルギー使用合理化措置」という。）は、住宅が、次に掲げる基準を満たすこととなる措置とする。

第2条 条例第9条第2項の規則で定める住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置（次項において「エネルギー使用合理化措置」という。）は、住宅が、次に掲げる基準を満たすこととなる措置とする。

（1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（借上げの場合にあっては、同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準）

（1）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準（借上げの場合にあっては、同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準）

（2）気候風土、高層等の理由により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難であることがやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用を含む。）をすること。

（2）気候風土、高層等の理由により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難であることがやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（敷地内に設置した太陽光発電設備の活用を含む。）をすること。

2 前項（第1号に係る部分に限る。）の規定により難しい場合におけるエネルギー使用合理化措置は、住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が定める日本住宅性能表示基準に従って表示すべき住宅の性能に関する評価（評価のための検査を含む。）

2 前項（第1号に係る部分に限る。）の規定により難しい場合におけるエネルギー使用合理化措置は、住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が定める日本住宅性能表示基準に従って表示すべき住宅の性能に関する評価（評価のための検査を含む。）

の方法の基準としての評価方法基準（平成13年8月国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）の第5の5の5—1（3）の評価基準（新築住宅）において地域区分に応じて適用される同イの外皮平均熱貫流率に関する基準、同ロの冷房期の平均日射熱取得率に関する基準及び同ハの結露の発生を防止する対策に関する基準のそれぞれにおける等級4の基準を満たす（同ただし書の規定により同イの外皮平均熱貫流率に関する基準及び同ロの冷房期の平均日射熱取得率に関する基準において等級4の基準に適合しているものとみなされる場合を含む。）こととなる措置とする。

の方法の基準としての評価方法基準（平成13年8月国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）の第5の5の5—1（3）の評価基準（新築住宅）において地域区分に応じて適用される同イの外皮平均熱貫流率に関する基準、同ロの冷房期の平均日射熱取得率に関する基準及び同ハの結露の発生を防止する対策に関する基準のそれぞれにおける等級4の基準を満たす（同ただし書の規定により同イの外皮平均熱貫流率に関する基準及び同ロの冷房期の平均日射熱取得率に関する基準において等級4の基準に適合しているものとみなされる場合を含む。）こととなる措置とする。